第4　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

・　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合において、事業者は、国内における本社の維持、雇用の維持等に配慮するものとする。

・　法の趣旨に鑑み、人員削減を旨とする計画は認定しない。

第5　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

1　事業分野別経営力向上推進業務の内容

・　法第26条第1項に定める事業分野別経営力向上推進業務は、船舶産業の経営力向上に関する優良事例等（第3に規定する経営力向上に関する事項の実施により経営力向上が図られた事例をいう。）に係る情報についての、普及啓発及び研修等による教育訓練並びに情報の収集、整理及び分析並びに調査研究とする。

2　事業分野別経営力向上推進業務の実施体制

・　1の事業分野別経営力向上推進業務を行う知見・能力を有していること。

・　年1回以上の定期会合を設け、事業分野別経営力向上推進業務についての審議を行える組織体制を有していること。

・　事業分野別経営力向上推進業務に相当する実務経験を1年以上、普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を3年以上有していること。

・　事業主団体にあっては、団体の目的・組織・運営・事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること。

・　事業主団体にあっては、上記のほか、代表者が置かれているとともに事務局の組織が整備されていること。

3　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

・　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、以下の点に配慮すること。

イ　合理的な理由なく、特定の中小企業を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

第6　適用範囲

本指針は、船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造業又は修繕業に適用する。

○東北地方整備局告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　占用を制限する区域

秋田市飯島道東一丁目一九一番三から同市飯島道東三丁目二一六番一三まで

四　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

五　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

六　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月八日

七　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員
陸前高田市竹駒町字相川二〇七番二から同市高田町字大隅八〇番八まで	一七・一五メートル～一八九・〇二メートル

四　指定する期日　平成二十八年七月一日

○中部地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	弥富市三好五丁目五番一から同市富島二丁目三〇番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月一日

○近畿地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
神戸市西区平野町西戸田字高圧六六五番から同市西区平野町常本字権願寺二九九番まで	前	二六・〇六メートル～四〇・〇八メートル
	後	二六・〇六メートル～七一・〇七メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所